

# 五泉市教育情報セキュリティポリシー (基本方針抜粋)

令和3年6月29日策定

令和6年3月27日改訂

令和8年4月1日改訂

五泉市教育委員会学校教育課

## 目 次

<b>第 1 章 五泉市教育情報セキュリティ基本方針</b> .....	<b>1-1</b>
1 目的 .....	1-1
2 定義 .....	1-1
(1) 教育ネットワーク .....	1-1
(2) 教育情報システム .....	1-1
(3) 教育情報資産 .....	1-1
(4) 情報セキュリティ .....	1-1
(5) 教育情報セキュリティポリシー .....	1-1
3 教育情報セキュリティポリシーの位置付けと教職員等の責務 .....	1-2
4 情報セキュリティ管理 .....	1-2
5 教育情報セキュリティポリシーの適用範囲 .....	1-2
(1) 適用学校 .....	1-2
(2) 適用教育情報資産 .....	1-2
(3) 適用対象者 .....	1-2
6 情報資産への脅威 .....	1-2
7 教育情報セキュリティ対策 .....	1-3
(1) 組織体制 .....	1-3
(2) 情報資産の分類と管理 .....	1-3
(3) 物理的セキュリティ対策 .....	1-3
(4) 人的セキュリティ対策 .....	1-3
(5) 技術的セキュリティ対策 .....	1-3
(6) 運用 .....	1-3
(7) 外部委託、外部サービス等の利用 .....	1-3
(8) 評価・見直し .....	1-3
8 教育情報セキュリティ対策基準の策定 .....	1-4
9 教育情報セキュリティ実施手順（運用マニュアル）の策定 .....	1-4
10 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施 .....	1-4
11 評価及び見直しの実施 .....	1-4
12 法令等の遵守 .....	1-4

# 第 1 章 五泉市教育情報セキュリティ基本方針

## 1 目的

五泉市教育委員会及び所管する学校が取り扱う情報資産には、個人情報をはじめ学校運営上重要な情報など、外部に漏えいした場合、重大な結果を招く情報が多数含まれている。

これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、児童・生徒等の財産、プライバシー等を守るためのみならず、学校の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

また、本教育委員会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 6 第 1 項の規定に基づき、執行機関としてサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、必要な措置を講じる責務を有する。

そこで、本教育委員会の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、サイバーセキュリティを総合的かつ体系的に確保するため、五泉市教育情報セキュリティポリシーを定める。これは、地方自治法に基づくサイバーセキュリティ確保のための方針として、本教育委員会に置ける情報セキュリティ対策の基本的な方向性、対象及び位置付けを定めるものである。

## 2 定義

### (1) 教育ネットワーク

本教育委員会が所管するコンピュータを相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

### (2) 教育情報システム

コンピュータ、教育ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

### (3) 教育情報資産

- ① 教育ネットワーク、教育情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ② 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書も含む。）
- ③ 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

### (4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性、可用性を維持することをいう。

#### ① 機密性

情報にアクセスすること認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

#### ② 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

#### ③ 可用性

情報にアクセスすること認められた者が、必要な時に中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (5) 教育情報セキュリティポリシー

本基本方針及び教育情報セキュリティ対策基準をいう

### 3 教育情報セキュリティポリシーの位置付けと教職員等の責務

教育情報セキュリティポリシーは、地方自治法 244 条の 6 第 1 項に基づき定めるサイバーセキュリティ確保のための方針として、本教育委員会の情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に示すものである。したがって、幹部教職員をはじめとする本教育委員会の情報資産に関する業務に携わる全ての教職員等及び外部委託事業者は、情報セキュリティの重要性について共通認識を持つとともに、情報資産の利用にあたって教育情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負うものとする。

### 4 情報セキュリティ管理

本教育委員会の情報セキュリティ管理のため、幹部教職員が率先して情報セキュリティ対策を推進・管理するための全庁的な組織体制及び緊急時対応体制を確立するものとする。

### 5 教育情報セキュリティポリシーの適用範囲

教育情報セキュリティポリシーが対象とする行政機関の範囲は、五泉市情報セキュリティポリシーで対象外とした各教育施設のうち、以下の各号に示すものとする。

#### (1) 適用学校

五泉市立小学校及び中学校とする。

#### (2) 適用教育情報資産

適用学校及び教育委員会事務局が所掌する適用学校に関する情報資産とする。

#### (3) 適用対象者

教育情報資産を扱う適用学校の教職員（非常勤教職員及び臨時教職員等を含む。以下「教職員等」という。）とする。

### 6 情報資産への脅威

教育情報セキュリティポリシーによる対策を行うにあたり、認識すべき情報資産への脅威は以下のとおりである。

- ① 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等。
- ② 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等。
- ③ 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等。
- ④ 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等。
- ⑤ 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等。

## 7 教育情報セキュリティ対策

上記6の脅威から情報資産を保護するため、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

### (1) 組織体制

教育情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する包括的な組織体制を確立する。

### (2) 情報資産の分類と管理

教育情報資産を、機密性、完全性及び可用性それぞれの重要性に応じて分類し、それに合った情報セキュリティ対策を実施する。

### (3) 物理的セキュリティ対策

サーバ等、情報システム室等、通信回線等及び教職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

### (4) 人的セキュリティ対策

全ての教職員等及び外部委託事業者に情報セキュリティに関する権限や責任を定め、情報セキュリティポリシーの内容を周知徹底する等、十分な教育及び啓発のため必要な人的な対策を講じる。

### (5) 技術的セキュリティ対策

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

### (6) 運用

教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、教育情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

### (7) 外部委託、外部サービス等の利用

外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

約款による外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

### (8) 評価・見直し

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い情報セキュリティの向上を図る。教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、教育情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

## 8 教育情報セキュリティ対策基準の策定

本教育委員会の教育情報資産について、上記7の対策を講じるには遵守すべき行為及び判断等の基準を統一的なレベルで定める必要がある。そのため、情報セキュリティ対策を行う上で必要となる基本的な要件を明記した教育情報セキュリティ対策基準を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本市の学校運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

## 9 教育情報セキュリティ実施手順（運用マニュアル）の策定

情報セキュリティ対策を確実に実施するために、個々の教育情報資産に関する対策手順を具体的に定めておく必要があることから、「教育情報セキュリティ対策基準」に基づき、教育情報セキュリティ責任者及び教育情報セキュリティ管理者は、所掌する教育情報資産の教育情報セキュリティ実施手順（実施手順）を策定するものとする。

なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の学校運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

## 10 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を確認するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

### 11 評価及び見直しの実施

監査及び自己点検の結果等により、教育情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策の評価を行うとともに、教育情報資産を取り巻く状況変化に対応するため、必要に応じて教育情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。

### 12 法令等の遵守

教職員等は、職務の遂行において、情報セキュリティ関連法令等を遵守しなければならない。